

食料・農業・農村政策審議会企画部会における
地球環境小委員会の設置について（改正案）

平成 19 年 9 月 7 日
食料・農業・農村政策審議会企画部会決定
令和 4 年 7 月 21 日改正

第 1 条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第 9 条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会企画部会（以下「部会」という。）に、地球環境小委員会を置き、~~地球温暖化、生物多様性の保全等の地球環境問題に関する次に掲げる~~事項を調査審議させる。

- 一 ~~環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号）第 15 条第 1 項に規定する環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針に関する事項~~
- 二 ~~前号に掲げるもののほか、地球温暖化、生物多様性の保全等の地球環境問題に関する事項~~

第 2 条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第 3 条 小委員会の審議は、部会長が指名する委員及び専門委員が行う。

第 4 条 小委員会に座長を置き、部会長が委員、専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第 5 条 小委員会の庶務は、農林水産省大臣官房~~環境バイオマス政策課~~みどりの食料システム戦略グループにおいて処理する。